

令和八年三月

令和八年三月文京区議会臨時議会議案

文
京
区

目 次

議案第百 二号 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

5 頁

議案第百二号

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年三月三十一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

(文京区特別区税条例の一部改正)

第一条 文京区特別区税条例(昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によつて」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第一項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十七条の二第一項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は」を削り、同条第二項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第三十七条の四から第三十七条の九までを削る。

第三十八条(見出しを含む。)、第三十九条(見出しを含む。)、第四十条の見出し並びに同条第一項及び第二項並びに第四十二条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十三条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第四十四条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十五条第二項中「第三十七条第三項ただし書」を「第三十七条第二項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第九項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第四十六条（見出しを含む。）並びに第四十六条の二の見出し並びに同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第五条の三から第五条の七までを削る。

付則第六条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百四十四条第三項に規定する」を「道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削り、同条第三項中「法第四百四十六条第一項第三号」を「同項」に改め、「（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）」及び「の種別割」を削り、同条第四項を削る。

付則第六条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「から第四項まで」を「又は第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

（文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年六月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

付則第五条中「の種別割」を削る。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の文京区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説 明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。